

## 第 306 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 6 月 12 日（月） 13：55～14：45
- 2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2  
愛媛県水産会館 6 階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 林喜代行 藤田一也  
平井義則 武田晃一 中矢宏明 福島大朝 立花弘樹  
渡邊敏孝 高木基裕 竹ノ内徳人  
(計 13 名)
  - (2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長 (事務局長)  
中島主幹 (事務局次長)  
田村資源管理係担当係長  
久枝漁業調整係長  
東予地方局水産課 薬師寺課長  
東予地方局今治支局水産課 木原課長  
中予地方局水産課 伊藤課長  
南予地方局水産課 若下課長  
南予地方局愛南水産課 高島課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 八木課長  
(計 10 名)
  - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記 篠崎書記  
(計 4 名)
  - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
  - (1) 各種委員の互選について  
【結果】東予部会、南予部会、愛媛・香川連合海区及び広島・愛媛連合海区に渡邊委員を互選
  - (2) 愛媛県資源管理方針の変更について（諮問）  
【結果】次回の委員会において資源管理魚種の資源管理の方向性について説明を求めることとし、方針の変更については、諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申
  - (3) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度における知事

管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

## 5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 広域漁業調整委員会の開催状況について
- (3) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

## 6 その他

## 7 議事の内容

### 1 開会

逢 阪 書 記 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、ただいまから第306回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、高橋委員さん、中山委員さんが御欠席ですが、委員定数15名に対しまして13名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立しておりますことを御報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は1枚ものの会の次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、続きまして上から資料1から資料6でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を佐々木会長にお願いします。

### 2 会長挨拶

佐々木会長 皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、各種委員の互選についてと、愛媛県資源管理方針の変更について、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についての諮問2件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について

ほか、計3件の報告事項もございます。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、今回の委員会から、愛媛県漁業協同組合志津見支所の渡邊運営委員長さんが新たに委員に選任されておりますので、ここで一言御挨拶いただきたいと思います。

渡邊委員 愛媛県漁業協同組合志津見支所の渡邊でございます。若輩ではございますが、精一杯漁業調整のために尽力したいと思っております。皆さんの御指導御鞭撻をよろしく願いいたします。

佐々木会長 どうもありがとうございました。今年度、初めての委員会ということで、事務局及び県職員に異動があったようでございますので、紹介をお願いしたいと思います。

梶田事務局長 本年4月に着任しました、水産課長の梶田でございます。少し時間をいただきまして、今年度、異動のありました県の職員について、私から御紹介させていただきます。なお、時間の都合もありますので、異動のあった職員のみとさせていただきます。

まず、県庁水産課ですけれども、私が南予地方局水産課から異動して、事務局長となりました。どうぞよろしく願いいたします。その他に、水産課漁場管理係の篠崎主事が、南宇和病院から異動して事務局の書記となっております。

次に地方局に移ります。中予地方局水産課の伊藤課長が、水産研究センター栽培資源研究所増殖技術室から、南予地方局水産課の若下課長が、県庁水産課からそれぞれ異動となっております。そして南予地方局愛南水産課の高島課長におかれましては、新任の課長として、東予地方局水産課から異動となっております。

本年度は、ただいま紹介しましたメンバーを新たに追加しまして、本委員会の必要な事務と円滑な会議の運営に努めてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。以上で、私からの異動報告とさせていただきます。

佐々木会長 どうも、ありがとうございました。

### **3 議事録署名人選出**

佐々木議長 それではこれより議事に入りますが、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたしたいと思っております。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人には、林委員さんと、武田委員さんの御兩名をお願いいたします。

#### 4 (1) 第1号議案(各種委員の互選について)

佐々木議長 これより、議事に入ります。第1号議案、各種委員の互選についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

逢 阪 書 記 (資料に基づき説明)

佐々木議長 昨年関前支所の田中委員がお亡くなりになり、10月7日の委員会において、新たな委員が選任されるまで、田中委員が御担当されておりました委員会について、他の委員さんで分担することになっておりました。今回、渡邊委員さんが新たに委員に選任されましたので、再度、互選する必要がありますが、これまでの互選方法に則った事務局の案があれば、提案していただくようお願いをいたしたいと思っております。

逢 阪 書 記 新たに委員になられた渡邊委員に御担当いただきたい部会と、他県との連合海区漁業調整委員会の両方について、事務局の案を御報告いたします。

令和4年8月まで田中委員が担当されておりました、愛媛海区漁業調整委員会の東予部会及び南予部会、また、昨年10月以降、田中委員に代わって、中矢委員に御担当いただいております香川県との連合海区漁業調整委員会、さらには、田中委員に代わって平井委員に御担当いただいております広島県との連合海区漁業調整委員会、以上の部会及び委員会について、渡邊委員に御担当いただくというものでございます。

なお、田中委員は大分県との連合海区漁業調整委員会の委員も御担当いただいておりますが、現在は、林委員に御担当いただいております。従来、東予東部及び今治越智地区の委員歴の長い委員に御担当いただいておりますので、このまま林委員に御担当いただく案としております。また、現在、田中委員に代わって林委員が御担当いただいております、広島県との連合海区漁業調整委員会の代表委員につきましては、当該委員会での過去からの経緯を御存じで、委員歴も長い林委員に、引き続き御担当いただく案としております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

佐々木議長 事務局案の説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

委 員 一 同 (意見なし)

佐々木議長 特に、御意見もないようですので、お諮りをいたします。第1号

議案、各種委員の互選についてにつきましては、説明のあった原案のとおり互選することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 意義なし ）

佐々木議長 御異議ないようですので、そのように決定します。

#### 4 (2) 第2号議案（愛媛県資源管理方針の変更について）

佐々木議長 続きまして、第2号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

田村係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりましたので、委員の皆さんの御意見をお伺いします。

中矢委員 資源管理の方向性というところで、漁獲量水準を中位以上に回復させる、もしくは親魚量が目標管理基準値案を上回る状態を維持することについて、何を言っているのか全然意味が分からないのですが、具体的に説明をお願いします。

田村係長 資源量を中位以上に回復させるということは、今は漁獲量が低位な状態になっているので、それを中位以上に回復させることを目的としております。そして、維持するということは、漁獲量が中位の状態なので、それを維持することを目的としております。

中矢委員 質問を変えます。中位とはどういう意味ですか。

田村係長 平成15年度から現在まで、年度年度の漁獲量を三等分にして、一番高い漁獲量があった場合と、一番低い漁獲量があった場合を比較して、低位、中位、高位という形をとるようにしています。

中矢委員 その漁獲量は日本全体ですか。それとも愛媛県全体ですか。

田村係長 愛媛県全体です。

平井委員 例えば、カタクチイワシでも国から100トンか200トンか、枠

みたいなのがあって、愛媛県としては漁獲量が全然足りないではないですか。これをそれに近づけるという意味ですか。

田村係長 それは別紙1に特定資源としてすでに書いてある内容です。マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、クロマグロが別紙1に該当して、TACの数量配分となっています。

平井委員 別紙1の記載がされていないため、分かりません。

田村係長 別紙1は今回要らなかったもので、載せませんでした。

平井委員 これだけ見ても、どれぐらいだったか、いちいち覚えていません。要するに、15年から3年間でやるということですか。

田村係長 平成15年から漁獲量を拾い出して、三等分して中間を目指すということです。現在は低位の魚種がいますので。

佐々木議長 今の説明では、漁獲量の数値の決め方が分かりにくいわけです。平井組合長が言うように、カタクチならカタクチをいくら漁獲できるのかという、具体的な問題が分かりにくいです。実際の数値がないと分かりにくいので、納得しづらいです。平井委員の質問はこういう意味ですか。

平井委員 そうです。数値がないと想像できません。

田村係長 イサキの瀬戸内海系群であれば、31トンが高位水準になっています。令和2年度は21トンで、一番低いのが15トンなので、中位水準に設定しました。

平井委員 それでは22.5トンということですか。

佐々木議長 現状は低位水準になっているということですか。見直しでは、漁獲を増やすような状況になるのか、あるいは現状維持なのか、あるいは低位になっているので、増やしても良いのか、具体的に分かりません。

田村係長 別紙3の20はイサキの瀬戸内海系群であり、中位水準なので、中位水準を維持するということです。他の魚種は低位水準なので、中位水準を目指すようになります。

佐々木議長 低位水準の魚種は漁獲量を増やすということですか。

田村係長 そうです。それを目指すということですか。

中矢委員　もう少し具体的な数字を提示してから説明していただかないと、曖昧な状態で良いですよと言うのは、責任が重すぎるというか、理解もしないままで良いですよと言いくい問題だと思います。例えば、カタクチイワシ瀬戸内海系群でいうと、親魚量の目標水準ですが、チリメンとか、子供は入っていないですよ。

田村係長　入っていません。

中矢委員　それは言い換えると片手落ちという問題も出てきます。子供は獲り放題なのかということになり、業者から賛同を得にくいです。具体的な数値をある程度示していただかないと、良いですよと言いくいです。そのように考えていただけませんか。

平井委員　そもそも資源管理という言葉を知ると、漁師は獲りすぎを減らすということを頭にピンときます。この数字はこれとこれで平均いくらで、まだまだこれだけ足りないといったように、ざっとした数字ぐらいは示してもらわないと、議論になりません。  
考え方は分かりました。ほとんどの魚種が足りていないということだろうと思います。

中島主幹　具体的な数字を示さないと分からないというお話がありましたので、次回の委員会で具体的な数字をお示しして再度御説明させていただくようにしたいと思います。

平井委員　はい、そうしてください。

佐々木議長　そういう扱いでお願いいたします。

武田委員　一つ質問よろしいでしょうか。水産資源の欄に広域の魚種と定着性の魚種があり、定着性の魚種は愛媛県海域というのがついていると思いますが、資源管理の方向性は、広域の分だと他県も関わってきますよね。その辺の足並みは揃えていますか。

田村係長　全体での資源量なので、示されている県は揃えています。

武田委員　例えば、カタクチの太平洋系群の場合、関係してくる県も同じように、方向性はここに示してある、親魚量は目標管理基準値案を上回る状態を維持するという、そういった内容になっているのですか。

田村係長　そうです。

武田委員 先程からの、具体的な数字がないから分からないというのはそのとおりなんですが、資源を管理するにあたり、親魚量という言葉が結構出てきていますが、親魚量をまず管理していけば、例えば、シラスなども、全体を管理できるというそういう考えですか。

田村係長 カタクチの場合はチリメンを除いたものを管理しています。ステークホルダー会合で、チリメンを除くことについて否定的な意見も出ていました。

中矢委員 資源管理は本当にこれから行う必要があると思います。ですが、具体的にどのような方法で行うのか決めるにはかなり煮詰めてからでないと、漁業者は魚が獲れないのにもっと規制するののかという問題が起きます。それでは、誰も言うことを聞かなくなり、何のための資源管理なのか分からなくなります。もう少し方向性を示していただかないと、我々委員も賛成はできないので、よろしくをお願いします。

平井委員 次の委員会で具体的な数字を出してください。

佐々木議長 他に御意見はありませんか。

委員一同 ( 意見なし )

佐々木議長 それではお諮りをいたします。第2号議案、愛媛県資源管理方針の変更については、変更することについては御理解いただけたかと思います。そのようにいたしますが、次回の委員会において資源管理をする品目等の数値については、水産課で一部資料を整えて提案をいただくという付帯事項を付けておきたいと思いますが、そのような決定でよろしいでしょうか。

委員一同 ( 異議なし )

佐々木議長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 4 (3) 第3号議案(まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について)

佐々木議長 続きまして、第3号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

逢阪書記 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

( 諮問文朗読 )  
諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 説明が終わりましたので、これより委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御意見もないようですので、お諮りします。第3号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

佐々木議長 御異議ないようでございますので、そのように決定します。

#### 5 報告事項(1)くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について

佐々木議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、次に報告事項に移ります。まずは、くろまぐろに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

久枝係長 (資料に基づき説明)

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について御質問等がございましたらお伺いいたします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、次に移ります。

#### 5 報告事項(2)広域漁業調整委員会の開催状況について

佐々木議長 続きまして、広域漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

逢 阪 書 記 （資料に基づき報告）

佐々木議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、御質問等がございましたらお伺いします。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御意見もないようでございますので次に移ります。

## 5 報告事項（3）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

佐々木議長 続きまして令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について報告願います。

莚 田 技 師 （資料に基づき報告）

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたらお伺いいたします。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 特に御意見がないようですので、以上で報告事項を終わります。

## 6 その他

佐々木議長 以上で、本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございますか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

佐々木議長 ないようでございますので、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。皆さん御協力ありがとうございました。

14 時 45 分 閉会